

# のびのび 田底っ子

第15号

文責：校長 益永 一幸

## 人権集会 「子どもの権利」について学ぶ



6月27日（木）の2～3校時に「人権集会」をしました。今年度の人権学習は「子どもの人権」です。今回の人権集会では、坂口明夫 様（社会福祉法人甘木山学園 理事）に「こどもの基本法ってなあに～アドボカシーと受援力～」というテーマでお話をいただきました。

戦争や貧困で犠牲になっている子どもたちを救うために、国際連合で話し合われて作られたのが、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」です。この条約の中に子どもの権利として4つの大きな権利が示されています。①「**生きる権利**」・・・命が守られ健康かつ人間らしい生活を送る権利、②「**育つ権利**」・・・教育を受け、自分らしく育つことができる権利、③「**守られる権利**」・・・暴力・虐待・搾取から守られる権利、④「**参加する権利**」・・・自由に意見を表し活動できる権利

坂口先生からは、この権利を正しく使うための、子どもたちへのアドバイスと大人へのメッセージが込められた話があり、多くのことを学ぶことができました。

**【アドボカシー】**・・・私たち（子どもたち）のことを決めるとき、私たちが抜きで決めない。互いに対話を重ねて一緒に考える。学校に来る意味は対話による「人とのつながり」をつくること。

**【受援力】**・・・困った時に「助けて」とSOSを出せる力。自立とは、自分の弱さや分からなさを分かり、頼れる人にタイミングよく支援を受けること。

**【言葉かけ】**・・・「頑張ってね」→「頑張ったね」、「走らないで」→「歩いていこう」、「ウソー」→「ホントー」などのポジティブな言葉へ。「大丈夫？」→「何か手伝えることある？」などの相手の立場に立った声掛け。互いの思い違いをなくすための具体的な約束の言葉。

講話の後は、質問・意見や感想交流をしました。「坂口さんが子どもの支援をしようと思った訳を教えてください。」という質問では、坂口さんの幼少期に実の両親に会ったことがなく、いろいろな家庭で育ち虐待を経験するなどの辛い経験から、「困っている子ども」を支援したいという願いをもって、この仕事をしているという話をいただきました。

また、「自分が大人になったら、子どもを大切にしたい。」という、自分事として学びを深めた感想もありました。

お忙しい中、来校された保護者の皆様、オンラインで参加いただいた保護者の皆様ありがとうございました。「子ども真ん中」で、子どもの未来を見据えた教育を共に創っていきたいと思います。

